

お知らせ

**【重要】 2019年度 依頼者本人の確認義務の履行状況報告  
「年次報告書」の提出について**

2018年度から、弁護士等が、犯罪収益の移転行為”マネー・ローンダリング”に  
関与しないことを確保するための方策として、毎年依頼者本人の確認義務の履行状況  
報告に関する「年次報告書」の提出が義務付けられました。

2019年度の報告書提出は下記のとおりですので、必ず、ご提出ください。

◆ 2019年度の報告書提出 ◆

**【報告書の提出期間】 2019年4月1日～2019年6月30日**

**【提出方法】**WEBでの回答（日弁連で準備中）をお願いします

3月中旬以降に、改めてご案内いたします

（WEB回答が難しい場合にはFAX、郵送、メール可）

**【報告の対象期間】 2018年4月1日～2019年3月31日**

**【報告書提出対象】**全会員（弁護士会員・外国法事務弁護士・弁護士法人・外国法  
事務弁護士法人）

<年次報告書に関するQ & A>

Q1 なぜ、「年次報告書」を提出しなければならないのですか？

A1 世界的に見ても、弁護士は、マネー・ローンダリングにおいてねらわれやすい  
職種です。マネー・ローンダリングに関わらないためにも、関わっていないこ  
とを外部に示すためにも、報告・集計を自治的に行うことが必要です。

Q2 昨年（2018年）も提出したけれども、また今年も提出しなければならない  
のですか？

A2 「年次報告書」という名称のとおり、毎年1回ご提出いただくことになってい  
ます。

※規程、規則及び報告書等の関係データは当会ホームページ（会員専用ページ）をご覧ください。

（会員サイト⇒ログイン⇒委員会⇒委員会一覧⇒依頼者の本人特定事項に関する協議会）

問い合わせ先 業務課 TEL：03-3581-3332